

## 在留届の照会についてのご案内

外務省領事局政策課  
令和3年12月14日

在留届の照会は、外務省領事局政策課が、法令に基づく照会に対して在外公館が保有する在留届に記載されている届出内容を回答するものです。

本照会に関する留意事項、必要書類は、それぞれ次のとおりです。

### 1 留意事項

- (1) 照会対象者は、日本国籍を有している方に限ります。
- (2) 照会内容が、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等に該当すると判断される場合に限り、回答を行います。
- (3) 本照会結果は、在留届システム上の情報であり、照会書の日付時点での有効な調査対象国における在留届の提出の有無及び同届に記載されている在留地の住所について回答するものです。照会対象者の海外における所在の事実を証明するものではありません。生存及び死亡の事実については、戸籍謄本でご確認下さい。

### 2 照会のための必要項目及び書類

- (1) 照会は必ず別添のフォーマットを使用して下さい。これ以外の形式の照会は、受け付けることができません。
- (2) 照会理由については、法令に基づいた公務を遂行するにあたり、在留届上の記載内容の照会が必要であることを具体的に記載し、照会を行う権限や協力義務を明記した法令も記載して下さい。
- (3) 照会対象者の必須項目は、氏名、性別、生年月日、本籍地、調査対象国（1か国に限定し、2か国以上ある場合は別の照会として下さい。）です。旅券番号は判明していれば記載して下さい。
- (4) 1回の照会で扱える対象者は1名のみです。複数人につき照会する場合は、複数の照会をして下さい。
- (5) 回答を行う内容は、変更不可です。
- (6) 戸籍謄本の写し、戸籍の附票の写しを添付して下さい。
- (7) 遺産相続等の場合で、依頼人と被調査人との関係が分かりにくいときは、その関係を表す相関図、土地の相続の場合であれば、登記簿謄本の写し、被相続人から照会対象者となる相続人までの除籍謄本や戸籍謄本の写しを添付して下さい。
- (8) 照会に際してお送りいただいた書類は還付しておりません。
- (9) 回答送付用の返信用封筒（切手添付）を同封して下さい。
- (10) 必要項目及び添付書類が整っていない場合等、照会文書を返送させていただきますので、ご注意下さい。

書類送付・お問い合わせ先

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2丁目2番1号

外務省領事局政策課 在留届照会担当（電話番号：03-5501-8000 内線 5971）

【照会フォーマット】

△△第〇〇〇〇号  
令和〇年〇月〇日

外務省領事局政策課長 殿

△△△△△ △△△△

在留届の照会について

△△△△△は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第〇条に基づき、空家等に関する必要な措置を行っておりますが、措置の対象となる空家等の下記所有者等について、国外に転出していることが判明し、措置を行うに当たり当該空家等の下記所有者等の転出国における住所が必要です。

よって、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づき、以下のとおり、照会します。

1 照会対象者

氏名  
性別  
生年月日  
本籍地  
調査対象国  
旅券番号（判明していれば）

2 回答を求める事項

- 照会書日付時点での有効な調査対象国における在留届の提出の有無
- (1)の在留届の提出がなされていれば、同届に記載されている住所

添付物

- 戸籍謄本のコピー
- 戸籍の附票のコピー
- 空家等に関する登記事項証明書のコピー
- 関連図（空家等の所有者と照会対象者が異なる場合）

連絡先（担当者）  
住所・電話番号